

下記の要綱（案）は、現時点での素案であり、今後、交渉内容を逸脱しない範囲で変更することがあります。

交通局バスターミナル整理員実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、交通局バスターミナル整理員（以下「整理員」という。）に関する必要な事項を定めることにより、所管業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（勤務場所等）

第2条 整理員の勤務場所・所属・定員は次のとおりとする。

勤務場所	所属	定員
阪急六甲バスターミナル	自動車部石屋川営業所	7名
三宮駅前バスターミナル	自動車部中央営業所	5名

（業務内容）

第3条 整理員の業務内容は、次の各号の内容とする。

- (1) バスターミナル内での市バスその他車両の誘導
- (2) バスターミナル外で待機する後続車等への指示
- (3) バスターミナルを利用する乗客等の案内・誘導、危険防止措置の実施
- (4) バスターミナル内でのバスの移動
- (5) その他交通事業管理者定める業務

（整理員の任命）

第4条 整理員は、乗合自動車運転士及び乗合自動車指導運転士のうち、交通事業管理者が勤務実績等を考慮して任命する。

（整理員の給与）

第5条 整理員の給与は、次の各号により現行の級号給で現業職給料表1級に格付けした額をもって給料月額とする。

- (1) 現行の級号給については、高速鉄道運転士転任時等の昇給加算並びに乗合自動車運転士等の初任給加算を減じた後の級号給とする。
- (2) 昇格時号給対応表に基づき1級に格付けし、号給を決定する。ただし、上限は最高号給とする。
- (3) 平成20年4月1日以降に交通局で採用された職員については、1級格付けした給料月額に100分の10を乗じて得た金額(100円未満を切り捨て)を減じた額をもって給料月額とする。
- (4) 平成20年3月31日以前に交通局で採用された職員については、1級格付けした給料月額に100分の10を乗じて得た金額(100円未満を切り捨て)を減じた額をもって給料月額とする。ただし、この号の規定による給料月額は、退職手当の計算には用いないものとする。
- (5) 現給保障措置は行わない。
- (6) 退職手当についても、転任後の給料月額を算定基礎とする。
- (7) 2級以上に級昇格しない。

（その他勤務条件）

第6条 この要綱に定めがない勤務条件については、神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程のほか関係規定によるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めがないものは、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。